令和６年度

浦添市立教育研究所　冬期講座

「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（教育公務員特例法第４章第２１条）

子どもたちを主体的な学習者として育てていくためには、これからの教員には「学び続ける姿勢」が求められます。
少々固い書き始めになってしまいました。「修養」としての「教師の内面的成長」のために、令和４年度からスタートした「冬期講座」。
今年度は夏期講座等の振り返りで希望が多かった「教育相談」や「iPadの活用（中級・上級）」の研修講座も計画しました！！

慌ただしい２学期を終え、ホッと一息をつける冬休み．．．**ですが！**

ちょっと気分を変えて、先生方ご自身のスキルアップと次年度に向けた気持ちの準備をしてみませんか。

昨年度の受講者からの声を紹介します↓↓↓